市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例(昭和33年岩手県条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)				
適用区分表			適用区分表				
勤務箇所 職	員調	整数	勤務箇所		職員	調響	整数
小学校 <u>及び</u> [略]			小学校 <u>、</u>	中 [略]			
中学校			学校及び	養			
			務教育学校	<u> </u>			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。